

令和元年度事業計画

総務関係事項

H31.4.22 第1回理事会を開催し、定時会員総会に付議する案件等を審議する。

R1.5.13 監事による監査を受ける。

R1.6.7 第2回理事会を開催し、定時会員総会に付議する案件の総括審議等を行う。

R1.6.7 定時会員総会を開催し、平成30年度事業報告及び決算、令和元年度事業計画及び予算、令和元年度の会費・賛助費の額及び徴収方法等について審議するとともに、役員の補充選任を行う。

R1年 総務企画委員会等を開催し、協会を巡る課題や対応策等について検討を行う。

R2.3月 第3回理事会を開催し、令和2年度事業計画及び予算案等を審議する。

業務関係事項

1 農林水産省補助事業

(1) 施設園芸等燃油価格高騰対策（平成24年度補正予算国庫補助事業、継続）

省エネルギー等推進に関する計画を策定し、当該計画で10a当たり燃油使用量又は生産物1トン当たりの燃油使用量の15%以上の削減等に取り組む産地に対して、以下の支援を実施する。

① 施設園芸セーフティネット構築事業

農業者と国の拠出により資金を造成し、施設園芸用の燃油価格が一定水準以上に上昇した場合に補てん金を交付するセーフティネットの構築を支援する。

② 茶セーフティネット構築事業

農業者と国の拠出により資金を造成し、茶加工用の燃油価格が一定水準以上に上昇した場合に補てん金を交付するセーフティネットの構築を支援する。

③ 推進事業

①～②の事業を適正かつ円滑に実施するために、事業主体又は都道府県等に設立された協議会（以下「県協議会」という。）が行う推進・指導、交付事務等を支援する。

協会は、平成24年度から本対策の事業主体として、国からの拠出を受けて造成した資金の管理を行うとともに、県協議会からの事業実施計画、省エネ推進計画の承認申請について、審査委員会を開催して審査を行い、計画の承認、県協議会への補助金の交付等を行ってきたところである。しかしながら、29年11月に行われた行政改革推進会議の「秋のレビュー」で「執行計画を厳しく再精査した上で基金残高がどれくらい必要か、といった点について厳密に検討すべき」との指摘を受け、事業執行について見直しをした結果、余剰資金15億円について30年3月に国庫

返納をしたところである。

現在実施している施設園芸セーフティネット構築事業及び茶セーフティネット構築事業については、平成29年度にセーフティネットの発動基準価格、発動要件及び加入要件の見直しを行い、令和元事業年度まで事業を継続することとなっている。

(2) 次世代施設園芸地域展開促進事業（令和元年度予算国庫補助事業、継続）

農林水産省では、我が国の施設園芸を次世代に向かって発展させるため、化石燃料依存からの脱却を目指して地域資源エネルギーを活用するとともに、生産から調製、出荷までの施設の集約化やICTを活用した高度な環境制御による周年・計画生産を実現する次世代施設園芸の取組を各地域に展開することを目的として、次世代施設園芸地域展開促進事業を実施することとしている。協会では、農林水産省の公募に応募し、本事業の実施主体として採択されたので、以下の事業を実施する。

① 次世代施設園芸の取組等の横断的な情報発信

- ・次世代施設園芸拠点の概要、高度環境制御技術の導入や技術実証の成果をホームページや資料等により発信することで、拠点で得られた知見やノウハウを全国に発信
- ・次世代施設園芸拠点等における取組をはじめとする高度な施設園芸の実態調査を実施し、その調査結果を取りまとめ、全国に発信
- ・次世代施設園芸拠点を横断的に比較して意見交換等を行う次世代施設園芸全国展開推進フォーラムを開催

② 次世代施設園芸拠点等における栽培データ等の収集・分析を通じた栽培・経営指導

- ・次世代施設園芸に取り組む生産者の拡大及びレベルアップを図るため、意見交換会の開催など次世代施設園芸拠点等をはじめとした先進的な取組を行う生産者のネットワークの形成
- ・次世代施設園芸拠点等における栽培データ等を収集及び分析することで、次世代施設園芸の運営における課題を洗い出し、その解決に向けて、技術的支援、労務管理の構築の支援等の栽培・経営の指導を実施
- ・次世代施設園芸に取り組む意向のある産地・農業者向けに次世代施設園芸拠点等で得られた知見や課題・ノウハウを分析・整理した手引きを策定

③ 次世代施設園芸の指導者育成

- ・大学や試験研究機関等の協力を得て、生育状況に応じた高度環境制御や雇用型生産管理等を指導することができる指導者を育成するための研修の実施
- ・民間活力を活用した有償のコンサルティングビジネスの確立に向けた標準的育成課程や共通教材の検討
- ・次世代施設園芸の先端技術を使いこなす科学的知見のある人材を効果的に育

成するため、施設園芸の研究・教育を行う大学の学生等と次世代施設園芸など高度な施設園芸の生産現場をつなぐインターン等のマッチングシステムの構築

④農業用ハウスの設置コスト低減に向けたビジネスモデルの構築、低コスト化技術の収集・発信

- ・農業用ハウスの設置コスト低減に資する新たなビジネスモデルを構築するため、それぞれの生産者の課題に応じた最適な設計・施工管理を行う設計コンサルティングビジネスの試行的な実施や料金体系の検討
- ・海外で活用されている農業用ハウス建設用の専用重機導入の可能性を検証するための料金体系や日本の規制に適合するための改良の検討
- ・農業用ハウスの撤去及びリサイクル資材の市場調査により、型式や築年数に応じた農業用ハウスの下取・販売の可能性等の検討
- ・農業用ハウス施工の低コスト化技術を収集し取りまとめた低コスト化技術カタログ及び実際に低コストで設置することができた事例を紹介するための低成本ハウス施工事例集の作成

2 施設園芸・植物工場展 2020 (GPEC) の開催の準備

施設園芸・植物工場の機器や資材、新技術等に関する専門展示会として2年に1回開催している「施設園芸・植物工場展」(GPEC)について、2020年（令和2年度）7月15日～17日の Aichi Sky Expo（愛知県国際展示場）での開催に向けて、準備を行う。

3 施設園芸技術セミナー

(1) 施設園芸新技術セミナー・機器資材展の開催(地域セミナー)

施設園芸農家、現地指導者を対象にして、施設園芸に関する新技術や機器資材、先進的経営等に関するセミナー・展示会を、8月7、8日に、千葉県内(旭市)で開催する。

(2) 施設園芸総合セミナー・機器資材展の開催

施設園芸に関する最新技術の研究成果、先進的な経営等に関するセミナー・展示会を、全国の行政・普及・研究関係者、生産者・生産者団体、事業者等を対象にして、令和2年2月に東京において開催する。

4 施設園芸技術講座の実施と資格授与

次の技術講座を実施する(農研機構野菜花き研究部門との共催)とともに、施設園芸技術指導士の資格を授与するための資格試験を実施する。

(1) 施設園芸技術初級講座

施設園芸全般にわたる技術の基礎の取得を目的として、会員企業の社員等を対象に5月22日(水)～24日(金)に千葉県柏市で実施する。

(2) 施設園芸技術中級講座(施設園芸技術指導士補の資格試験と授与)

実務経験5年以上の者(初級講座受講者は実務経験3年以上の者)を対象に8月 28 日(水)～8月 30 日(金)に千葉県柏市で実施する。

本講座の一環として施設園芸技術指導士補の資格試験(筆記試験とレポート提出)を最終日に実施し、合格者に同資格を授与する。

(3) 施設園芸技術指導士の試験と資格授与

施設園芸技術指導士の資格試験を以下により実施し、合格者に施設園芸技術指導士の資格を授与する。

- ① 受験資格：施設園芸技術指導士補の資格を有し、実務経験が 6 年以上あること。
- ② 資格試験：10 月 31 日(木) (筆記試験及び面接試験。実施場所は東京都内)

5 海外施設園芸現地研修

海外の施設園芸事情についての現地研修については、本年度は 11 月中～下旬にロシア/極東地域（予定）で実施する方向で検討する。

6 国内園芸施設・産地現地研修

国内の先進的な施設園芸技術・経営などについての研修を生産者施設等で 12 月頃に実施する。

7 園芸用プラスチック適正処理対策事業

農業使用済プラスチックの適正処理推進のため、適正処理対策委員会を設置し、ワーキンググループの活動を進めるなかで次の事業を実施する。

- (1) 各ブロック協議会・都道府県協議会等の活動を支援するとともに適正処理を促進するための情報発信・助言を行う。
- (2) 農業廃プラの回収・処理状況を把握し、関係者との課題の検討・協議を通じてリサイクルに向けた適正処理の改善・拡充を図る。
- (3) パンフレット・手引等普及促進資材の配布およびパネル展示等により適正処理の意識啓発を図る。
- (4) 各ブロック協議会等の適正処理の普及・啓発活動に対して助成する。

8 日本型大型(1ha)モデルハウス実証・普及活動

協会で平成 30 年度策定した「日本型大型(1ha)モデルハウス仕様」に基づくハウス建設を行う協力者を募集するとともに、そのハウスの機能等を実証するための実証・支援委員会(仮称)を総務企画委員会の下に設置し、実証、改善及び普及を行う。

9 コンサルタント活動

構造診断指導委員会による園芸施設の構造診断指導、温室効果ガスの排出削減と石

油使用量の削減を進めるため温風暖房機及びヒートポンプについて熱効率等の性能・省エネルギー効果を評価する格付、園芸施設の新規導入・栽培技術改善などについてのコンサルティング、施設園芸資材に関する性能試験の公的試験研究機関への試験委託、会員の生産・販売する新しい資材について推奨品としての認定等を行う。

10 情報提供事業

(1) 研修会・セミナー等の開催

施設園芸を取りまく諸情勢や技術的な課題に関するセミナー、園芸関係政府予算案の説明会等を開催する。

(2) 機関誌「施設と園芸」の刊行

機関誌「施設と園芸」を年4回刊行し、会員等には無料配布する。

(3) 施設園芸ニュースレターの発行

会員等に最近の施設園芸にかかるニュースを適時に伝えるため、「施設園芸ニュースレター」を年6回発行する。

(4) ホームページのリニューアル

協会のホームページについては、2006年に作られたが、それ以降見直しが行われていない。ホームページへのアクセス数は297万件と多いが、セキュリティレベルが低く、また見づらい、使いにくい等の指摘があることから、広報活動及び会員へのサービスの強化、事務の合理化等に資するようリニューアルを行う。

(5) その他の資料の刊行

「園芸用施設設計施工標準仕様書」を始め、施設園芸関係の各資料を刊行するとともに、既に刊行している資料を必要に応じて増刷する。

11 協賛等

農林水産祭等への贊助会費等を支出する。

12 協議会事業受託

野菜流通カット協議会が農林水産省の助成を受けて実施する事業(園芸作物生産転換促進事業全国推進事業)に係る事務について、協議会の事務局として実施する。